

Title	日本の殖民地統治問題 (其二)
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.3 (1910. 9) ,p.345(99)- 355(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100900-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る所なかりき。此神秘なる書に就きて毫も了解する所なかりし彼は、終に『愚僧は婦人の書きたるものを釋かんに餘りに持戒堅固に過ぎたり』と呟きて引き退き候。到底其能力を以ては解すること能はざるを知りたる彼等は聽てこれをピストイアに送れり。賢明なる翻譯者先生等は殊更に英語もて記されたる此手書が單に小生の午餐や晚餐のこのみを云々せるに止れる所以を了解すること能はず、更に隠れたる意味を發見せんとして苦み候。蓋し彼等は餘り多くの意義を知らんと欲するが故に却つて何事も知ることを能はざりし次第に候。とは即ち彼が母に與へた手筒の一節である。

シスモンデは又暴虐なる專制政府の政略を指摘して母の心胸に先入主と爲つてゐる貴族的の謬見や偏執を打破せんと試みた。彼の母は彼女を懐しい故郷から追放したものは新思想の侵入であつたことを忘るゝことが出来なかつた。共和政府の一兵士は彼女の眼前に於て將に其愛兒を撲殺せんとした。彼女の賓客たり友人なる紳士を殆ど其身邊

に於て銃殺したるものも等しく自由の美しい名であつた。彼女の多感な心は夢寐にも這般の印象から離れることが出来なかつた。一般の主義原則を其實際の結果から引き離して之が理否善惡を婦人に教ゆることは決して容易の業ではない。彼は幾度か獄裡よりして其母に與へて『自由の邦國を除きては名譽も、正義も、徳義も將た又幸福もあらざる可く、而して革命の反動は革命其物に比して百倍も凶惡なるものたることを確信し給ふにあらざれば御身が胸中の苦悶は彌やが上に増大す可き』所以を説き『吾は人の行爲は之を忘れて、唯だ黨派其物を憎むなり』と稱して『御身が若し一個人に對して育ひ來りたる憎惡の念を新に一黨派の上に移して冷かに考へ給はんには御身の苦惱はさまで甚しからざる可し』と訓へた。

彼は無實の罪過に幽囚の身と爲りながらも尙ほ冷靜の判斷を失はなかつた。飽くまでも公平なる傍觀者の態度を以て時相を觀察することを忘れたかつた。シスモンデの一身を苦めたものは奧太利

人のみではない。奥と交互にタスカニーの主權を握つた佛人も亦彼を逮捕して獄舎に投じたことがある。一千七百九十六年の正月彼が獄舎より英文に記して竊に母に送つた鉛筆の走り書きの中に左の如き文語がある。

『小生は佛人にあらず、又彼等の行動、彼等の政府にも謳歌するものにてはこれ無く候。然れども小生は自由なくしては眞の名譽、正義、徳操及び幸福としては全くこれ無く、反動的革命は之に先き立てる本來の革命に比して遙に呪ふ可きものなりとの意見を従前よりも更に一層確く抱持するに至り申し候。小生は共和主義を奉ずるものにてはなく候へ共、自ら稱して貴族黨となし、ペスチアの下級貴族と同一視せらるゝことは最も潔しとせざる所に候。』

『小生は茲に政治論に就きて多言を費さざる可し。自由に關する小生の意見は依然として厘毫の變化を見ず候。かの佛人に關しても亦、彼等が斯く小生を苦めたればとて之を憎惡し、其反動とし

て國王及び其廷臣等の爲めに謳歌するが如きことは損か小生の念頭に浮ばざる所にこれ有り候』彼の胸中は常に朗々として澄み渡つて居つた。

(未完)

日本の殖民地統治問題

(其二)

小倉 和 市

次に予は特に臺灣及び日本の臺灣に於ける施政に關して各方面に起れる批難に付きて論述す可し曰く日本が臺灣に於て採用したる統治方法は殘忍にして且つ無秩序なり。曰く日本たるもの今や其臺灣に於ける施政方針を確立す可きの時なり。曰く若し日本今日迄の施政は日本が殖民地の行政上全力を竭したるものなりとせば日本が殖民的企圖は全然失敗なりと斷言することを得と。固より海外領地建設の場合に於て最も先に來る可きものは統治組織上の問題なるは明らかなり。然かも此問題は結極批評家が到底詳細に窮知することを得ざ

る無数の要素に付きて推究したる後に非ざれば解決すること能はざるものなるも亦明らかなり。予は日本の殖民政策を批難する者の要點は、日本たるもの英國の殖民地施政の方式に倣ひ王領殖民地の形式を採るか將又た自治殖民地の形式を採るかの一に出でざる可らずとなすにあるものなるや否やを知らず。左れと各國は其殖民地の行政に付きては其國に特殊なる事情を參酌し、其制度に適應する方法を採用せざる可からず。故に英國が其領域内の殖民地に自治を許與するが故に他國も亦其殖民地に對しては自治の制を探らざる可からずと云ふは非理の甚だしきものなり。之と等しく英國王領殖民地に於て採用したる制度中の或ものは寬嚴宜しきに適ふものなるが故に此制度は他國の殖民地にも亦適當なるものなりと云ふは愚論なりと云はざる可からず。要するに各殖民地の制度は皆多年經驗の結果其土地特殊の事情に適合するが如くに建設せられたるものにして又斯くあらざる可からざるものなり。由來日本人は組織的能力に富

むが故に漸次に臺灣の島情に適合するが如き統治の方法を案出し得可きは疑なき所なり。從て現在の制度を見て之を以て薄弱又は不完全なりと評するは現在の制度を以て永久變ることなく、日本人自身も亦之を以て満足し之を改善するの意思なきものと看做すに等しく要するに愚論なりと云はざる可からず。同島が日本の領有に歸したるは千八百九十五年末のことにして爾後同國は全力を竭くして之が秩序の樹立に努め現に治蕃の問題は未決の儘に今日に至れるものなり。現行の制度が數かれてより茲に八年同一の批難は幾度か繰返されたり、曰く、吾人は既に汝に示すに爲す可からざる所を以てせり。吾人は汝が速かに嶄新無缺なる殖民地統治の制度を樹立して吾人に示し、以て自ら殖民國の班列する資格あることを證明せんことを望むと。此批難に對する答辯は他なし、曰く、日尙淺くして時未だ到らず。

日本の臺灣に於ける施政に關して尙一の批難あり曰く、日本は未だ彼の狩首民族を鎮定すること

能はずと。此批難に付きては日本の識者中にも之を承認するものあるは悲しむ可きことなり。此問題の解決に付きては數説あり。曰く蕃族の住居する地方に於て塵殺を行ひ、全然其種族を絶滅せしむるの外なし。曰く廣濶なる道路を四通八達せしめて蕃族相互間の連絡を断絶するに至る迄平和の來る時なかる可しと。左れと日本は一方に於て蕃族に對して討伐的示威運動を試み、已むを得ずんば彼等を勦絶す可きことを示すと同時に他方に於ては平和なる方法によりて、其目的を達せんと欲し努力し來れり。批難する者或は曰く。日本の方策は薄弱に失すと左れと試みに想へ、若し日本にして断然たる掃討の策に出でたりとせば勢ひ殘忍なる行爲あるを免がれざる可く、左すれば世界は日本に對して如何なる誹謗攻撃を加ふ可かりしか。加之吾人が記憶せざる可からざるは一切の土族が悉く狩首種族には非ずして、其中或もの、如きは人首に代ふるに猿頭を以てするも何等の不滿を感じざる程遅鈍の人種たるの事實なりとす。

(譯者曰、日本は今や懷柔政策の到底無効なるを覺り断然蕃族の討伐を開始せり)

吾人は更に轉じて臺灣に於ける統治組織の問題を攻究せんに、衆議院議員竹越與三郎氏は臺灣統治組織の變遷を三個の階段に別ちて説明せり。氏は政府に對して友誼的批評をなす可き神聖なる立憲府の一員として耻ぢざる謹嚴なる態度を以て忌憚なく同島統治上の失行を摘發批評したり。第一期は氏の所謂「暗中搜物の時代」にして當時政府は前代未聞の新聞問題に遭遇したるものなるが故に其施設は小心翼翼と云はんよりは寧ろ疑滲逡巡とも評す可きものなりき。但し氏の批評を以て官邊の意嚮を代表するものとなすこと能はざるは他の批評家の場合に等し。氏は間接に責任ある地位にあるが故に其所説には大に斟酌したる點少なからず、爲めに徒らに感情に激して放論することなく、眞個の批評家の態度を失はずして單刀直入氏の所謂軍政時代の批政を摘發して「誤謬失敗の時代」なる名稱を與へたり。此時代に於ける失敗は甚しかりしも第二期に於ては更に一層甚だしきものあり

き。氏は此時代を「拓殖局の時代」又は「不和争鬪の時代」と名けたり。其後故兒玉子爵が總督に任せられ、後藤男爵が民政長官となるに及んで所謂「福祉時代」なるものに到達せり。批評峻嚴なる竹越氏と雖も賢明なる此二大政治家が同殖民地に於て採りたる措置に對しては或點迄満足の意を表したり。左れど斯かる効果を收むる迄の間に於ける此兩政治家の苦衷は甚だしく、或は無能官吏の淘汰を斷行し、或は青年有爲の官吏を養成する等注意到らざる所なかりき。固より殖民地行政の複雑なる此兩政治家と雖も時に誤謬なきに非ずして批政改革の劈頭に於ては所謂「混沌時代」なるものを顯出したり。之れ當時臺灣より門司に歸航する船舶中には常に臺灣に於て免職送還せられたる無数の官吏ありたるに徴するも明らかなり。

予は敢て茲に竹越氏の著書を抄譯せんと試むるものに非ずと雖も尙一個の點を指摘せん。氏は英國及び歐洲大陸諸國が採用したる各種の殖民地政策に付きて批評を試み英國主義と獨逸又は佛國主

義との間に存する根本的の差異を發見せり。即ち大陸主義に於ては本國と殖民地とを接續する嚴密なる連鎖は公然表面に顯はるゝにも拘らず、英國主義に於ては容易に外間より之を窺知することを得ざるが如くに漠然たりと。英國が採用したる各種の殖民地行政制度に付きて氏がなしたる摘要には遺漏少なからずと雖も、之れ何人にも免かれざる所なり。次に氏は自國の制度に付きて述べて曰く、吾人の制度は一見混沌なる状態にあるが如しと雖も之を全般より觀察するときは一層整然たる規模の存するあるなりと。斯くて氏は英國が米國に於ける殖民地を喪失したる事實より得たる教訓と自國の制度とを對照せり。氏の摘要大に味ふ可きものあり曰く

之を歐洲列強の殖民史に徴するに殖民地を以て母國の一部分なりと思考せる國家は殆んど皆其統治に於て失敗せるに反し、之を以て本國との間に明確なる區別ある一個特殊の政治團體なりと看做せる國家は概皆成功したり。此眞理は英

國が數多の殖民國中に嶄然頭角を顯はして赫々たる成功を贏ち得たるの理由を説明するものなりと。

實に海外領地を獲得して之を繁榮せしむるの秘訣は此點に存するなり。巧に殖民地を統治し、實際上に於ても感情上に於ても母國に對する忠順の念を維持せしめんとするは頗る重大なる問題にして輕々に論斷し去ること能はざる所なるが、吾人の信する所によれば其方法は他なし殖民地をして獨立の精神を旺盛ならしめ以て彼等をして單に母國の枝葉たるに止まらずして帝國を組織する重大要素たらしむるにあり。即ち各殖民地をして自己は一個獨立國の萌芽にして若し母國の待遇宜しきを得ざるときは自己の獨立を宣言することを得るか或は少なくも努力によりて斯くなし得可きものなるを自覺するに至らしむるにあり。吾大英國が殖民地の統治に於て偉大の成功を得たるは實に大膽に上述の原則を承認したるに基くものなり。換言すれば吾人は殖民地の自重心を養成し、各殖民地

の能力範圍内に於て自治行政を許與するものなり吾人は版域内の殖民地に於ては廣漠たる大陸たるに渺たる洋中の孤島たるを問はず適當なる範圍内に於て彼等の理由ある要求に應じて自治の制度を許與し、唯本國政府は必要なる限度に於て之を監督するのみ。吾人は本國と殖民地との間には殖民地の大小廣狹を問はず、必ず相互に權利義務の關係あることを承認し來れり。殊に當該殖民地が割讓又は征服によりて吾人の有に歸したる場合にありては單に殖民の權利によりて吾人が有するに至れる殖民地の場合に比して上述の承認は一層必要なり、加之此場合にありても他の場合と等しく問題は常に二個の方面より觀察せざる可からず。即ち本國たる吾人の側より云へば一切の施設方針は殖民省の決定する所なるが、殖民地の權利及び吾人の義務に關して殖民地の方面より見たる見解如何は悉く殖民地の立結團體に信任せらるゝものなり。固より小殖民地の立法團體中には官公吏が議席の多數を占むる場合頗る多しとの批難なきに

非ずと雖も予は殖民地の安寧幸福に關する問題に付きて青年民選議員が發表する意見は假令數に於て少數なる場合と雖も英國殖民省に於て適當の考慮を受けざるが如きこと決してあることなしと斷言するを憚らざるなり。濠洲の如き大殖民地とバードス又はセントルジャ等の如き小殖民地との間に存する差異は唯各場合に於て本國政府が行使する監督權の程度如何にあるものなり。

臺灣の統治に關して日本の解決す可き問題は、日本は現今の憲法上其殖民地に對し如何なる程度迄自治を許與することを得るや 換言すれば日本の立法府は如何なる程度迄殖民地に對する監督權を留保することを必要と認むるやの點なりとす。此問題に對する答案中一の點は明瞭なり、即ち漸を以て進む可し。殖民地建設の業躁急に失す可からず、恰かも育兒の場合に於けるが如く寸々其歩を進むるは苟くも事をなすに當りて最も安全なる方策なり。日本に取りては一步の誤は實に致命的打撃たらずんばならず。日本の前途には無數雜多

の困難と障礙との横はれるあり。日本は其攀登せんと企てたる尖塔閣の頂上に達せんとするには須らく之等の困難と障礙とを除却せざる可からず。人少しく世界に於ける日本の地位に付きて考究する所あらんか頗る奇異なるものあるを發見せん。即ち日本は再び新たに事物の本源に復歸せざる可からず。日本は曩きに其憲法を制定せんとするや先進諸國の憲法を参照することを得るの便宜を有したるが故に其材料は頗る多く、其粹を蒐むるの自由ありき。今や日本は突然他國の困難を経て通過し來りたる險路を進まざる可からざるととなれり。見よ此險路や實に鮮血と財寶とを以て蔽はれたるの痕著しきに非ずや。日本は境遇の勢に支配せられて最早單に一國民たるに止まらずして一大帝國となり終れるなり。日本は將來果して如何なる方策を探りて進まんとするか。之れ全世界の等しく問はんを欲する所の大疑問なり。日本は今後に於ても過去に於けるが如き選擇主義を實行することを得るや。予は上來殖民地統治の成功に缺く

可からざる根本問題に付きて論述し來れるものなるが尙之等の根本問題に附隨して諸種瑣末の問題あり、之等の問題は之を前述せる根本問題に比するときは其重要の度遙かに少なしと雖も尙新たに殖民地として發展せんとする國家に取りては必ず留意せざる可からざる所なり。之等の問題は其性質上頗る複雑なるにも拘らず餘りに世人の注意を喚起せざるは、其多くは國家其ものよりも寧ろ個人に關係する者なればなり。日本人は此點に關して二個の制度中其一を選択す可きの地位にあるなり。一は英國主義にして殖民地を以て獨立の實在否殆んど獨立の國家として待遇するものにして、他は大陸主義と稱し殖民地を以て母國の組成分子として取扱ふものなり。由來英國は其殖民地に於て單に土着の慣習を承認するのみに止まらず、外國法の維持さへも認許し來れるは其特色とする所にして、外國人は驚駭の念を以て其結果如何を注視するものなるが、日本殖民地の狀勢下に於ては斯かる關係は起らざる可し。從て斯かる關係の爲

めに惹起せらる可き困難——英國人は却て此困難を誇となし之を歡迎するものなるを注意せよ——が實際發生して日本政治家を苦悶せしむが如きことなる可し。兎に角日本は臺灣に於ては英國主義を採用し自治を實行せしめんとするもの、如く、之れ少くも財政上の點に於ては疑なき所に於て同殖民地の財政を帝國々庫より分離し自から其統治に必要な經費を支出せしめんとするものなり。予は日本が此穩健なる主義を採用したる結果本國及び殖民地の爲めに既に良好なる結果を生じつゝあるを疑はず。千八百九十五年に起りたる財政上の紊亂は漸次に整理せられ、千八百九十六年に於ては約七百萬圓の巨額に達せし補助金は年々減退し千九百〇四年に於ては僅々七十萬圓を補助したるに過ぎず。併かも同年以後は全く補助金を要せざるに至れり。斯くて臺灣獲得以來國庫より補助したる總金額は三千萬圓を越へず。此原則は現に三千三百萬圓を算する臺灣公債にも適用せられたり。此の公債の大部分は道路及び鐵道建設の

爲めに使用せられたるものにして國庫の保證により臺灣の歳入によりて償還せらる可きものとす。次に予は前段に於て聊か説及したる他の一點に付きて論せん。但し之等の問題は法律の範圍に屬するを以て予は成る可く専門的の論述に涉ることを避く可し。蓋英國に於ては獨立國主義を採用する論理上の結果として、其殖民地は諸種の點に於て恰かも外國なるかの如き取扱を受くるに至れり。英帝國は恰かも『東ねたる棒』の如しとは屢々使用せらるゝ譬喩にして能く同國の實相を穿てるものと云ふ可し。殖民地は東把中に於ける各個の棒の如く各々明確に區別せられ、各自の主要なる性質は自己の法律の維持及び事務の處分に關して立法するの權力を有することによりて支持せらる。即ち英國人は自己の主義を絶對に維持するの點に於て極端に論理的なるものなり。古語に曰く『國王の命令は海を起ふることなし』と。吾人は海なる語を以て帝國領土の海岸を洗ふ所の大洋と解するも可なり。斯く解すれば國王の命令は我帝

國の領土全部に行はる可きものなりとの思想中には何等天然的に不可能なる點も、將又憲法的に不法なる點もあることなし。左れど吾人の見地よりせば這は獨立國主義に牴觸するとなる可し。故に吾人は海なる語を唯王國の海面の意義に解釋し各個殖民地に對しては獨立國主義を採用したり。加之同一の法則は英、蘇、愛相互の間に於てさへ適用あるを見る。固より此場合にありては爲めに生ずる所の不便中の或ものを緩和せんが爲め、姑息の手段を採るの已むを得ざることありき。

斯く獨立國主義採用の結果殖民地に於て訴訟を提起せんとする者は全く英國裁判所の管轄外にあることとなり單に通常の方法によりて被告を召喚すること能はざるのみならず、判決執行命令も亦等しく、其効果の上に於て制限を受け、英國領土の一部に於て與へられたる判決は他の部分に於ては外國裁判所の判決と毫も異なることなし。左れど此事實を以て殖民地裁判所の神聖を疑ふは非なり、如何となれば英國裁判所の判決と雖も殖民地

に於ては同一の關係に立つものなればなり。更に刑法の場合に於ても其效力は前述の場合に等しく地方的にして帝國的に非ず。犯罪人は理論上領海外に出づるときは自由なり。故に假令ば倫敦に於て罪を犯したる者水泳を能くし、セント、ジョージ海峡に於て逮捕せられたりとせんか英本國の裁判所は彼の有名なるフランコニヤ事件に於て起れるが如き重大困難なる諸問題に遭遇するなる可し。又未來に於ける英國の飛行家は更に一層困難なる法律上の問題を惹起す可く、想ふに大空を支配する法律は其困難複雜の程度洋海を支配する法に比して更に一層大なるものある可し。

由來英國の判官諸公の識量に訴へられたる諸種奇抜の問題は實に英人特獨の性質より生ぜし特殊の產物に過ぎず。彼の逃亡犯罪人に關する問題の如きは既に圓滿なる解決を経たり。民事上の召喚状及び裁判所の判決に關する問題の如き既に久しく研究せられたるも尙未だ大に研鑽の餘地あるものあり。彼の國際私法又は法律の牴觸と稱する問

題の如きは到底一朝一夕に論斷し得可きものに非ず。眞に英帝國の國法は錯雜紛糾せり。外國人局外より之を究知せんとするも得可からず、唯茫然として『英國人の如く奇異なるものなし』との古語を繰返すの外なし。英法上に於ける牴觸問題の複雜なる單に上述せる所に止まらず疑問は契約、私犯等に關する問題に付きても亦存す。法律の牴觸は破産法上に於ては通商の發展を阻害し、相續上に於ては個人の財産權に影響を及ぼし、婚姻及び離婚の問題に付きては家族關係を左右す。要するに民事商事の問題中法の牴觸の爲めに影響を受けざるもの毫もあることなし。英法上に於ては斯く非常に混雜の存するありと雖も、予は英法の根本的の原則を變更せんとする説に對しては決して賛同すること能はざるなり。今後時代の經過、法理研究の進歩と共に上述の牴觸中大に緩和せらるゝものある可きや否やは自ら別問題に屬することなるか、要するに其中避く可からざるものも亦頗る多かる可し。蓋這は吾人の切りに推唱する獨立主

義の結果に外ならざればなり。要するに英國の制度は遠く帝國の歴史に其根源を發するが故に吾人は此根源を動搖せしむるが如き何等の行爲ある可からず。予は長く乏を殖民地の公職に受くるものなるが故に下の斷定を下すに躊躇せざるなり。曰く職を殖民地に奉ずる者が衷心より喜んで其事に當るは一に其活動上の獨立を許與せらるゝが故なり。換言すれば彼等は自己の刻苦經營は皆一に自己の管轄に委せられたる幾多の生靈の福利を増進するの途なるを信するが故に能く櫛風沐雨の難に耐ふるなり。

大陸諸國が殖民地を統治する方法は細微なる點に至る迄英國の制度と異なるものなり。即ち大陸諸國の有する殖民地は單に海外に横はれる帝國の一斷片に過ぎざること恰かも英蘭の極北端にありてダーハムと稱せらるゝ、地方が英蘭に對する關係の如し、從て下の結果を生ず、佛國又は獨逸より逃亡したる犯罪人は決して其殖民地に避隱することを得ず。而して之が爲めに毫も英國の如き逃

亡罪人條例を制定するの必要なきなり。例之ば巴里の裁判所が發したる召喚狀は柴棍に於ける被告に對しても有効にして、伯林の裁判所が下したる判決は青島に於ても簡單容易に之を執行することを得可し。斯く大陸制度は我國の制度と相異なること頗る大なりと雖も加かも其中推獎す可き美點も亦少なからずして其根本的觀念に至つては帝國のなり。其詳細に至りては普通一般の人士に取りては頗る乾燥無味なりと雖も、現に殖民地を獲得せんとする新國家に取りては決して看過す可からざる所にして、現に日本が遭遇せる問題中最も緊要なる部分なりとす。蓋日本は大陸英國兩制度中に付きて自國の對殖民地方針を選定せざる可からざるに至る可し。今や曉霧未だ深くして豫言す可きの時に達せずと雖も、今日の徵候より之を見れば日本は各制度の粹を抜きて之を併用せんとするもの、如し。故に若し批評家にして暫らく襟口傍觀日本をして平穩に其政策を實行することを得せしめんか、久しからずして同國は世界に對し最も

完全なる殖民政策の模範を示すに至る可し(終)

イナマ
教授の 日本墨西哥比較論

小泉 信 三

左の一文は經濟史の大家 Inama Stronegg 教授の近業 *Neue Probleme des modernen Kulturlebens, Innsbruck* 中一章の要領なり

太平洋の兩岸に二國の殆ど相對して位置せる者あり。一八六八年明治政府の建設以後斷へず全文明世界を驚嘆せしめつゝ、幼稚なる亞細亞的狀態を脱して最高の文化に到達したる日本及び既に三十年來大統領ポルフィリオ、デアアツの治下に前例なき平和的發達の時期に入り、全世界の大喝采裡に異常の速度と忍耐とを以て大膽に其文物發達を計畫する事世界史に殆ど其比を見ざる墨西哥と是なり。而して長き歴史を有する此二國が殆ど同時に「近代化」し共に同じく文明に向て大々的努力を試みたるの事實は自ら比較對照を禁せざらしむる者あり。固より其他の點に於ては歴史上境遇上二國の相異なる所甚だ多かる可しと雖も二國が

共に急激に凡ての近世の技術と國民經濟とを採用し之を同化したるは特に興味ある比較の要點たるを失はず。

二國の自然條件は甚だ異れり、墨國の領土の約半は熱帶線内にありヴエラクルツ、アカプルコの大港、首都メキシコ(但し高二千米の臺地上にあるを以て氣候は溫和なり)亦此中にあれ共日本にては略同緯度に位する者は臺灣の一小部のみ、他は悉く北緯三十度四十度の間にありて溫帶的氣候を有す。國土の大は墨國日本に勝る事五倍なるも人口は日本却て四倍し之に韓國人(千乃至千五百萬)を加ふる時は其差更に大なり。然れ共人口増加率は過去三十年殆ど相等しくして年々共に百分一強を算ふ。併乍ら此増加率は兩者に對し各々異なる意味を有する者にして日本にては其一部を對清對露戰後の領土擴張に歸す可きも、メキシコには全く其事なく、又日本は年々多數の人(一九〇〇年以後は十萬以上、但し其大部分は一時的移位者なり)を海外に送るもメキシコに於ては前年盛なりし合